

家庭的保育とは・・・



市から認定された保育者や NPO 法人等が、保育者の自宅や借り上げたマンションの一室など、お子さんにとって親しみやすく安心が得られる環境で、家庭的な雰囲気の中、お子さんをお預かりする制度です。

とても小規模であるため、お子さん一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかな保育を行っています。

このたび、お子さんの預け先を考えている保護者の方を対象に、横浜市の家庭的保育事業を紹介する説明会を開催します。関心のある方、聞いたことはあるけれどよくわからないという方、ぜひご参加ください！

横浜市における「家庭的保育事業」

☆対象児童☆（以下の要件を全て満たすお子さんが対象となります）

- (1) 横浜市民 (2) 実施施設の家庭的保育者等と 3 親等内の親族関係にない児童
- (3) 生後 57 日以上 3 歳未満の児童 ※ その年度の 4 月 1 日時点の満年齢が基準となります。
- (4) 保育所入所要件を有する児童

家庭保育福祉員 <平成24年4月1日現在 52名>

市長の認定を受けた家庭保育福祉員（以下「福祉員」といいます）が、保護者の委託を受けて、保育を行います。

- ① 個人型：認定を受けた福祉員が自宅等で保育を行います。
- ② 共同型：それぞれ認定を受けた複数の福祉員が、同一の場所でそれぞれ保育を行います。

具体的な保育内容について

・お子さんをお預かりする時間

原則として 平 日 8時30分から16時30分
土曜日 8時30分から12時30分

※原則の時間を超えて、お預かりしていることもあります。

※必要に応じて、補助員を雇用しています。

・定員

3人または5人

・昼食

お弁当

・申込先

区役所子ども家庭（障害）支援担当
又は 直接、家庭保育福祉員へ

お問合せ先：各区または横浜市子ども青少年局 保育運営課 ☎045-671-3564 FAX045-664-5479

NPO等を活用した家庭的保育事業(NPO型) <平成24年4月1日現在 17か所>

市長の認定を受けた事業者（NPO法人等）が保育者を直接雇用し、事業者が所有又は借り上げたマンションの一室等で、保育を行います。

具体的な保育内容について

・お子さんをお預かりする時間

原則として 平 日 8時30分から16時30分
土曜日 8時30分から12時30分

※ただし、平日は上記の時間を含む10時間以上開所しています。施設により異なります。

・定員

6～9人
※施設により異なります。

・保育体制

家庭的保育者 2～3人
必要に応じて、家庭的保育補助者を配置 ※施設により異なります。

・昼食

給食も可能

・申込先

直接、実施施設へ

お問合せ先：横浜市子ども青少年局 緊急保育対策課 ☎045-671-4221 FAX045-663-1925